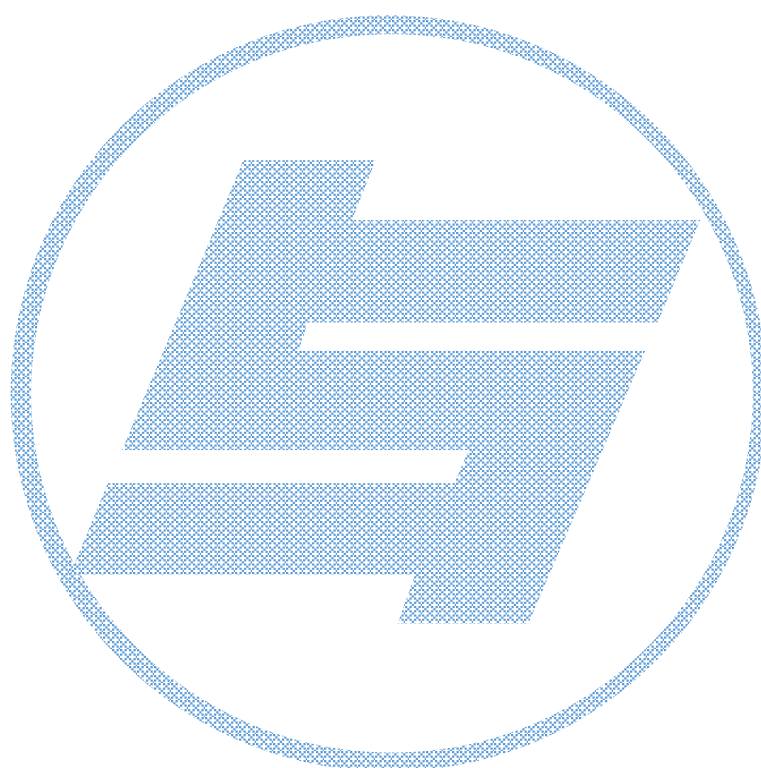


与論町津波避難計画



令和8年6月

与論町

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 計画の適用範囲	1
第3節 計画の修正	1
第4節 用語の意味	1
第5節 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	2
第2章 避難計画	3
第1節 想定する津波	3
第2節 地域ごとの津波避難計画	4
第3節 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援	5
第4節 観光客・旅客等の避難支援	5
第3章 防災体制	6
第1節 防災体制	6
第2節 職員の連絡・参集体制	6
第3節 津波に関する情報伝達	7
第4章 避難指示等の発令	8
第1節 避難指示等の発令・解除の基準	8
第2節 伝達方法及び担当者	8
第3節 不特定多数への伝達	10
第4節 避難指示（緊急）の伝達文の内容	11
第5章 津波対策の教育・啓発	11
第1節 津波対策の教育	11
第2節 津波防災意識の啓発	11
第6章 住民の津波災害への備え	12
第1節 情報収集、連絡手段の確保	12
第2節 避難場所や避難経路等の確認	12
第3節 家庭内備蓄や非常持出品の用意	12
第4節 家具などの転倒防止	12
第7章 津波避難訓練の実施	12
第1節 総合防災訓練	12
第2節 地区の津波避難訓練	12
第8章 その他の留意点	12
第1節 標識の整備	12
【巻末資料】	13
○避難場所一覧表／指定緊急避難場所一覧表	13
○災害の「備え」チェックリスト	14

第1章 総 則

第1節 目 的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

第2節 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。なお、応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

第3節 計画の修正

本計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

第4節 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用 語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で安全性の確保、円滑な避難等及び予測の不確実性を考慮して、広い範囲で指定する。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	指定緊急避難場所、避難目標地点を総称して「避難先」と表す。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 与論町（以下「町」という。）が指定に努めるもので、情報機器、非常食料及び毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なり、それらが整備されていないこともあり得る。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が、仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	

第5節 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波警報等が発表された場合、住民は以下の行動をとることが大切である。

○沿岸部にいる人は、ただちに高台など、安全な場所へ避難すること。

○ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。

○津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまでは、安全な場所から離れないようにすること。

津波警報等 種類	津波の高さ予想区域	発表される津波の高さ		住民のとりべき行動
		数値での 発表	巨大地震 の場合の 表現	
大津波警報 (特別警報)	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等への安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れない。
	5m<高さ≤10m	10m		
	3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	0.2m<高さ≤1m	1m	表記しない	海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れる。津波注意報等が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付にいたりしない。

※ 津波の高さは、津波がない場合の潮位から津波によって潮位が上昇した、その高さの差をいう。

第2章 避難計画

第1節 想定する津波

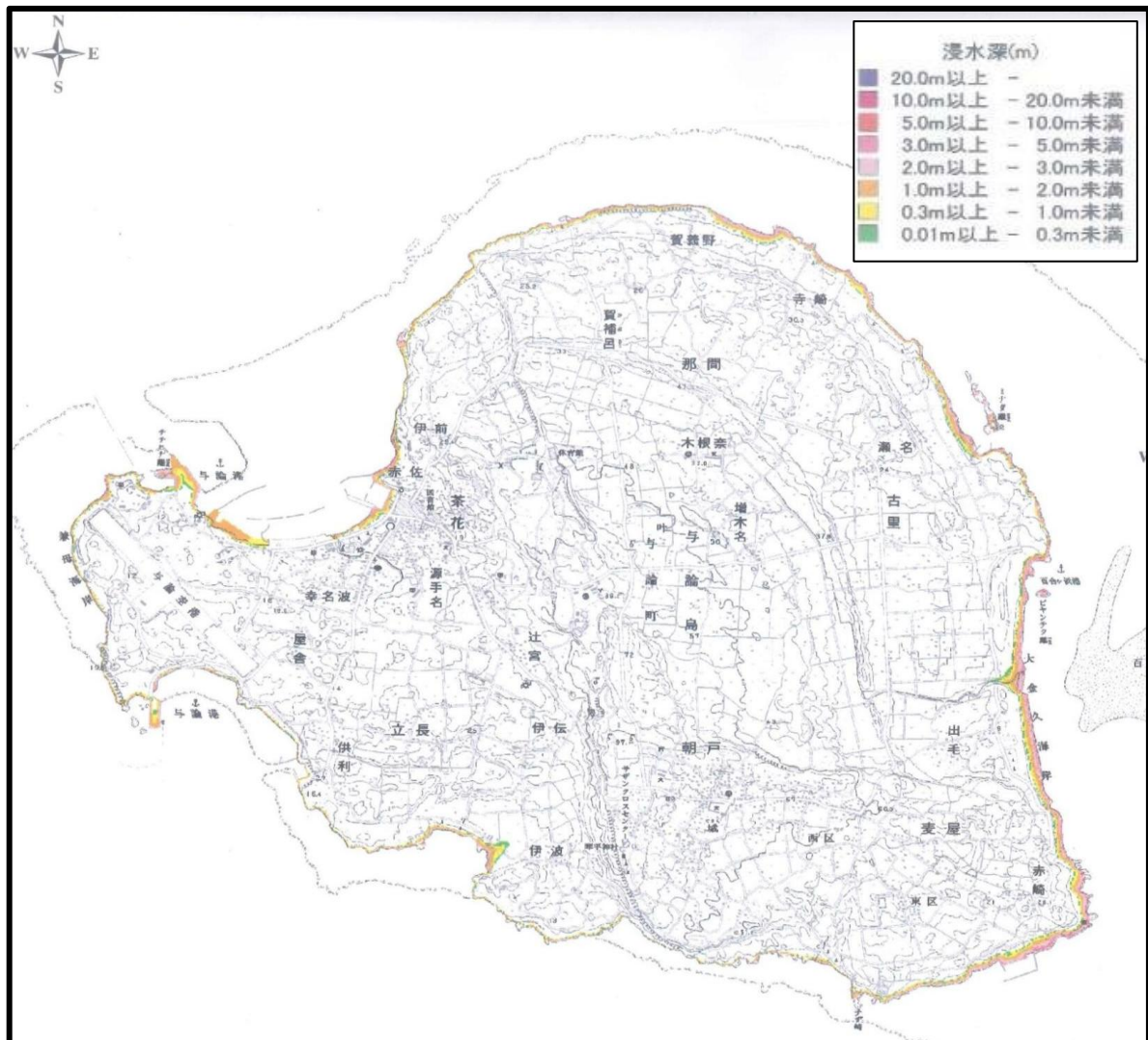
1 鹿児島県（以下「県」という。）が実施した地震等災害被害予測調査から、本計画で想定する地震及び津波は、本町への影響が大きい次のものとする。

想定	震度	津波到達時間		津波の高さ (T.P. +m) (※2)
		津波の高さ+1m (※1)	最大津波	
奄美群島太平洋沖 (南部)	6弱	10分	37分	4.7m

(※1) : 気象庁が津波警報を発表する際の水位変化の基準である+1m以上の津波が海岸線に到着する時間

(※2) : T.P. +m とは、東京湾平均海面からの高さ。

津波浸水想定区域図



2 町における想定津波の波源ごとの最大津波は以下のとおり。

※ 県地域防災計画（津波災害対策編）を参照

想定地震	最大津波高	
	到達時間（分）	津波高（m）
鹿児島湾直下	—	—
県西部直下	—	—
甑島列島東方沖	3 4 9	1. 2 6
熊本県南部	—	—
南海トラフ（CASE 5）	7 2	2. 6 6
南海トラフ（CASE 1 1）	1 0 0	3. 5 0
種子島東方沖	5 7	1. 6 4
トカラ列島太平洋沖	8 7	1. 9 8
奄美群島太平洋沖（北部）	3 0	2. 8 4
奄美群島太平洋沖（南部）	3 7	4. 5 8

第2節 地域ごとの津波避難計画

地域の避難対象地域及び避難先は、次のとおりとする。なお、避難対象地域は海岸線を有する地域とする。

避難対象地域	対象人口 (R8. 2. 1)	避難目標地点（海拔m）	備 考
茶花地区	1, 6 9 6	総合グラウンド（3 3） 多目的運動広場（4 0） 多目的屋内運動場（4 6）	
立長地区	4 7 9	与論高等学校（6 4） 与論中学校（8 3）	
東区地区	5 8 0	西区自治公民館（5 7） 東区自治公民館（5 3）	
古里地区	3 4 5	叶自治公民館（5 4） 那間自治公民館（4 0）	
那間地区	6 8 5	那間小学校（3 3）	

※ 津波が到着するまで避難時間がない場合は、生命の安全を確保するために近くの安全な高台等に速やかに避難する。

第3節 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援

1 要配慮者

(1) 要配慮者施設の避難計画は、次のとおり。

《要配慮者（避難行動要支援者）施設の津波避難計画》

施設名	収容人員	指定緊急避難場所等	避難方法	誘導者
ケアホームヨロン	10	地域福祉センター	・原則徒歩 ・歩行困難者は施設の車両	施設管理者
風花苑	100	与論小学校	・施設の車両	

(2) 在宅要配慮者

在宅の要配慮者の支援は、別に定める「個別避難計画」に基づき、消防団員と各地区の民生委員、自治公民館が支援を行うこととなっている。

第4節 観光客・旅客等の避難支援

観光客・旅客等の避難計画は、次のとおりである。

《観光客・旅客の津波避難計画》

ビーチ	指定緊急避難場所等	誘導者
大金久海岸	与論小学校	観光関連者
兼母海岸	与論町役場	

第3章 防災体制

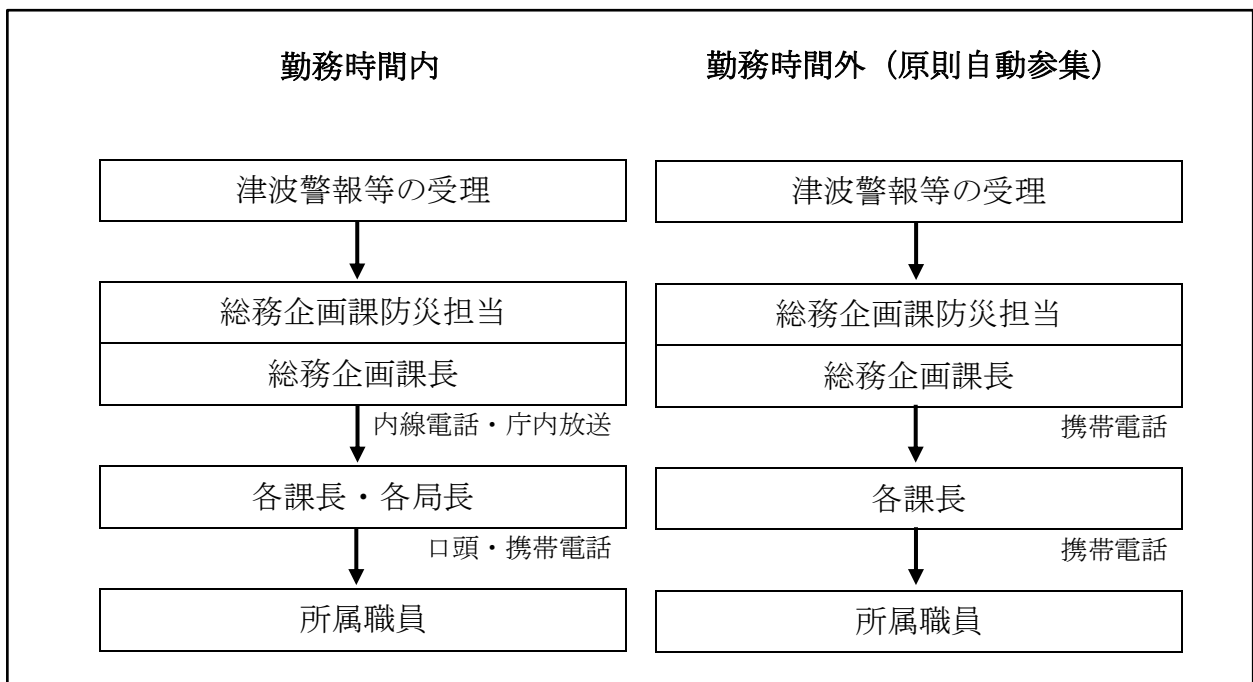
第1節 防災体制

地震及び津波に対する町の防災体制は、次のとおりです。

配備呼称	配備基準	配備要員
警戒体制	①本町において震度4以上が観測されたとき ②津波注意報が発表され町長が特に必要と認めるとき	総務企画課長 課長補佐、係長、防災担当
第1配備	①本町において震度4以上が観測されたとき ②津波警報が発令され本町に被害が発生するおそれがあるとき	各課長 局長
第2配備	①本町において震度6弱以上が観測されたとき ②津波警報が発表されたとき ③津波が発生したとき	各課2名
第3配備	①本町において震度6弱以上が観測されたとき ②大津波警報が発表されたとき ③津波が発生したとき	職員全員

第2節 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報等及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む。）の連絡・参集体制は「地域防災計画」に定めるもののほか、次による。なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。
《職員への連絡方法》



第3節 津波に関する情報の伝達

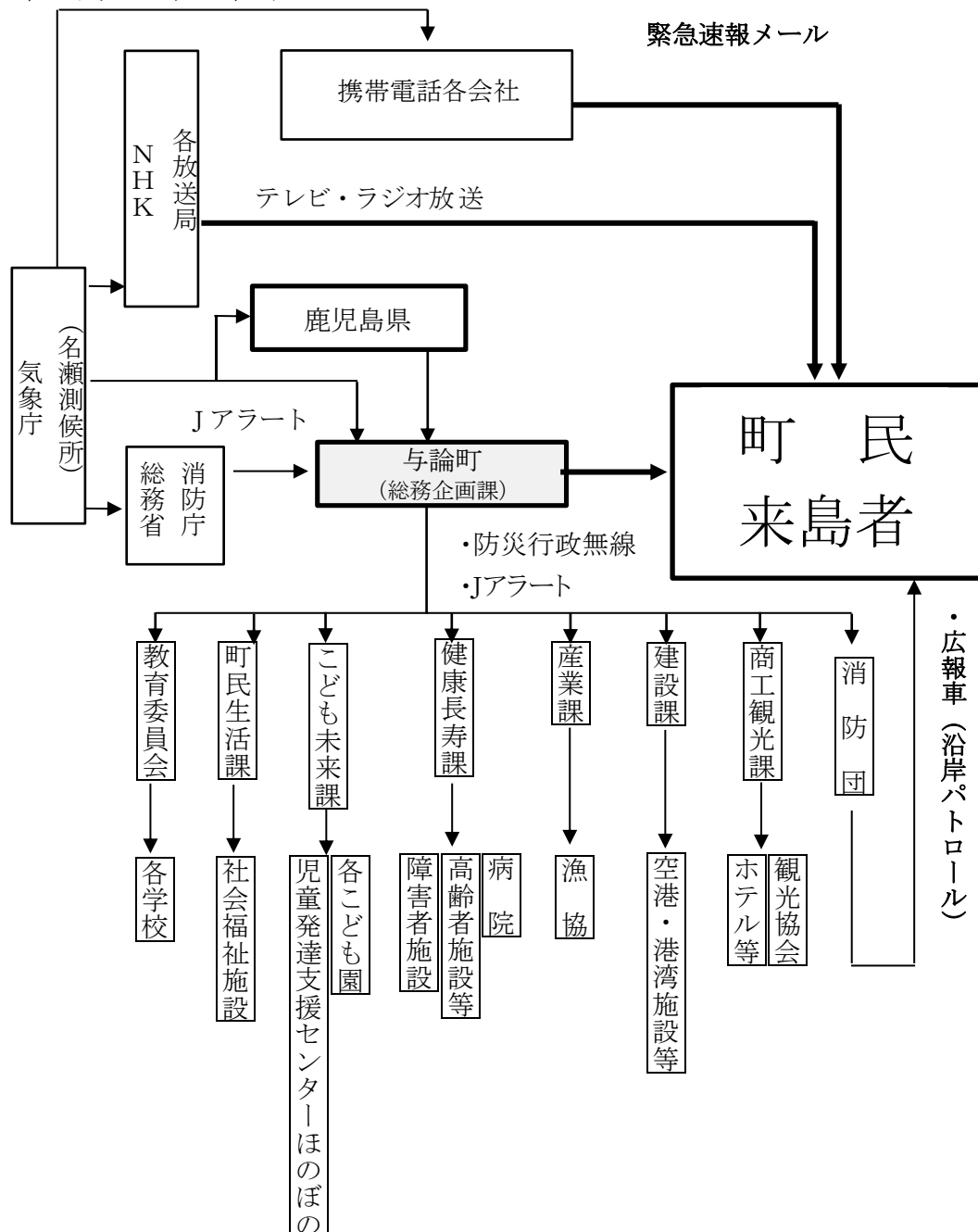
1 住民等への伝達方法

- (1) 同報系防災行政無線（屋外及び戸別受信機）
- (2) テレビ、ラジオ等の報道機関
- (3) 消防団の消防車による呼びかけ
- (4) サイレン
- (5) インターネットによる災害緊急情報

2 津波に関する情報の伝達

こちらは、与論町災害対策本部です。
 本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、奄美群島に津波注意報が発表されました。
 津波の発生が予想されておりますので、海岸付近に近づかないで下さい。
 また、海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れてください。
 今後のお知らせやテレビ・ラジオ・インターネットの最新の情報に注意して下さい。

3 住民等への伝達経路



第4章 避難指示等の発令

第1節 避難指示の発令・解除の基準

1 発令基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

《避難指示の発令基準》

区 分	基 準
避難指示	①近隣海域で津波が発生し、津波警報等が発表されたとき。 ②津波注意報が発令されたとき、海側の地域を対象とする。注 ③町長が必要と認めたとき。

注：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

2 解除の基準

避難指示の解除基準は、大津波警報、津波警報及び注意報が解除されたときとする。

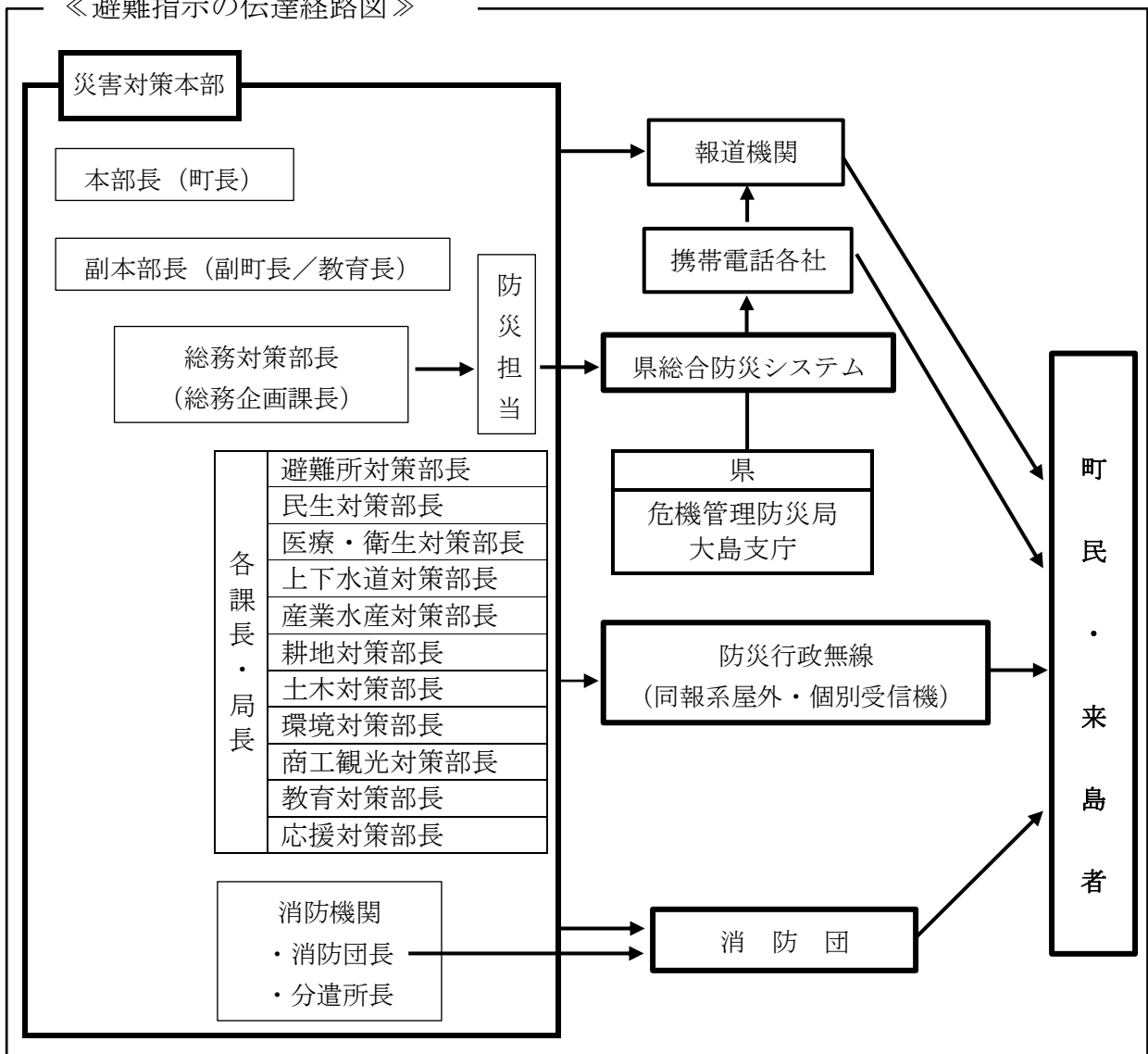
第2節 伝達方法及び担当者

避難指示(緊急)の発表及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

1 町民等への伝達

- (1) 総務企画課が防災行政無線(固定及び屋内)による放送、町ホームページ及び公用車両により、伝達する。
- (2) 消防団が消防車により、巡回し伝達する。
- (3) 分遣所がサイレンを吹鳴する。

《避難指示の伝達経路図》



2 施設への伝達

施設への伝達は、次のように行う。

《避難指示（緊急）の連絡担当と手段》

伝達先	担当課	伝達方法（電話）
与論小学校	教育委員会 （学務課）	0997-97-2241
茶花小学校		0997-97-2031
那間小学校		0997-97-2278
与論中学校		0997-97-2277
与論高等学校		0997-97-2064
与論こども園	こども未来課	0997-97-2195
茶花こども園		0997-97-2737
ハレルヤこども園		0997-97-4285
児童発達支援センターほのぼの		0997-97-4668
与論徳洲会病院	健康長寿課	0997-97-2511
龍美クリニック		0997-97-5607
風花苑（老健施設）		0997-97-5011
秀和苑（障害者就労支援施設）		0997-81-3170
ケアホームヨロン（障害者生活施設）		0997-97-5127
龍野運送店（港湾）	建設課	0997-97-3151
有村運送店（港湾）		0997-97-3251
鹿児島県漁協与論支所（漁港）	産業課	0997-97-2221
グラスボート・マリン	商工観光課 （観光協会）	拡声器等による伝達
プリシアリゾート		0997-97-5060

第3節 不特定多数への伝達

海岸、港湾、観光客等には、次のように伝達する。

- (1) ビーチの観光客には、消防団が消防車、拡声器をもって呼びかける。
- (2) ホテル等の観光客には、商工観光課（観光協会）からの連絡により各施設管理者が呼びかける。その場合、各施設の敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。
- (3) 漁港の作業者等には、産業課からの連絡により、漁協がメガホンで呼びかける。
- (4) 与論港の作業者等には、建設課からの連絡により、港管理者がメガホンで呼びかける。

第4節 避難指示（緊急）の伝達文の内容

避難指示

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、与論町災害対策本部です。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇時〇〇分に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※ 緊急の場合『津波だ。逃げろ！ 津波だ。逃げろ！・・・』

第5章 津波対策の教育・啓発

第1節 津波対策の教育

町は、小中学校の学校教育において津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認及び避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

第2節 津波防災意識の啓発

町は、町民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に留めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発・教育を実施する。

このため、次の手段、内容及び啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度及び社会環境の変化等）に応じて啓発・教育を実施する。

《津波に対する心得》

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

(2) 津波に対する知識と備え

町は、津波の危険性や津波に関する情報・避難指示（緊急）などの伝達方法、津波発生時の避難行動に関するパンフレット、ハザードマップ、広報誌、ホームページ及び防災研修会等を活用して啓発に努める。

第6章 住民の津波災害への備え

第1節 情報収集、連絡手段の確保

災害発生時の情報収集手段や電話会社が提供する「災害用伝言サービス」の利用方法を事前に確認し、家族間で共有しておく。

また、家族が離ればなれになったときの集合場所も事前に決めておく。

第2節 避難場所や避難経路等の確認

自宅や職場など、自分の生活圏にある避難施設や高台、頑丈な建物の位置を把握し、複数の避難経路を利用して、避難に必要な時間などの状況を事前に確認しておく。

第3節 家庭内備蓄や非常持出品の用意

災害発生に備えて最低でも3日分（できれば7日分）の食料、飲料水等の備蓄を行う。また、迅速に避難を行うために日頃から非常持出袋に常備薬や予備のメガネなどの身の回りの品を納め、持ち出しやすい場所に置いておく。

第4節 家具などの転倒防止

地震の揺れによる家具の転倒や落下により、負傷したり避難通路が塞がれ、迅速な避難の妨げとなるため、家具の配置の見直しや固定など、家具の転倒・落下防止対策を行う。

第7章 津波避難訓練の実施

第1節 総合防災訓練

町は住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、津波避難を位置づけ、避難行動を検証するものとする。

第2節 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。町及び分遣所は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第8章 その他の留意事項

第1節 標識の整備

本町に不案内な観光客や海水浴客、釣り客にあっても迅速な避難が行えるよう、わかりやすい標識等の設置及び情報伝達手段の確保に努める。

巻末資料

【避難場所一覧表】

◎対策本部直轄避難所 ○その他避難所

番号	地区名	避難場所	集落名	収容人員	施設種類	標高(m)	対象災害	
							地震	津波
1	茶花校区	与論町役場	茶花	135	RC造	32	◎	◎
2		保健センター	茶花	55	RC造	32	○	○
3		地域福祉センター	茶花	242	RC造	49	◎	◎
4		多目的屋内運動場	茶花	1,048	RC・木造	46	○	○
5		砂美地来館	茶花	895	体育館	37	◎	◎
6		防災センター	茶花	100	RC造	37	◎	◎
7		与論高等学校	茶花	250	体育館等	64	○	○
8	与論校区	城自治公民館	城	42	RC造	72	○	○
9		与論小学校	朝戸	200	体育館等	72	○	○
10		与論中学校	朝戸	250	体育館等	83	○	○
11		朝戸自治公民館	朝戸	56	RC造	80	—	○
12		西区自治公民館	西区	50	RC造	57	—	○
13		東区自治公民館	東区	40	RC造	53	—	○
14	那間校区	叶自治公民館	叶	40	RC造	54	—	○
15		那間小学校	那間	200	体育館等	33	—	○
16		那間自治公民館	那間	50	RC造	40	—	○

【指定緊急避難場所一覧表】

番号	地区名	避難場所	集落名	標高(m)	対象災害	
					地震	津波
1		与論町総合運動場	茶花	33	○	○
2		与論町多目的運動広場	茶花	40	○	○

災害の「備え」チェックリスト

1 非常用持ち出しリスト（避難の際に持ち出すもの！）

<input type="checkbox"/> 水（500mm 3本以上）	<input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく	☆☆ 感染症対策に有効です！！
<input type="checkbox"/> 食品（ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど：最低3日分の用意！）	<input type="checkbox"/> 救急用品（ばんそうこ、包帯、消毒液、常備薬など）	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災ずきん	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール
<input type="checkbox"/> 衣類、下着	<input type="checkbox"/> ブランケット	<input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ
<input type="checkbox"/> レインウェア	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 紐なしのズック靴	<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> 体温計
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉	☆☆一緒に持ち出そう！！
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 貴重品（通帳、カード、印鑑、現金、パスポート、運転免許証、健康保険証、病院の診察券、母子健康手帳、マイナンバーカードなど）
<input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器	<input type="checkbox"/> ペン・ノート	
	<input type="checkbox"/> 給水袋	

2 子どものための備え

<input type="checkbox"/> 粉ミルク（アレルギー用含む）又は液体ミルク	<input type="checkbox"/> 携帯カトラリー	<input type="checkbox"/> ネットライト
<input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶	<input type="checkbox"/> こども用紙オムツ	<input type="checkbox"/> 抱っこひも
<input type="checkbox"/> 離乳食	<input type="checkbox"/> お尻ふき	<input type="checkbox"/> こどもの靴
	<input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機	

3 女性の備え

<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> サニタリーショーツ	<input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル
<input type="checkbox"/> おりものシート	<input type="checkbox"/> 中身の見えないゴミ袋	

4 高齢者のための備え

<input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ	<input type="checkbox"/> 介護食	<input type="checkbox"/> デリケートゾーンの洗浄剤
<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 入れ歯・入れ歯用洗浄液	<input type="checkbox"/> 持病の薬
<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 吸水パット	<input type="checkbox"/> お薬手帳

5 備蓄品リスト（※食料や水（最低3日分 できれば1週間分）×家族分）

【食品等】	【生活用品】	【衛生用品】
<input type="checkbox"/> 水（1人1日3ℓ）	<input type="checkbox"/> ポリ袋	<input type="checkbox"/> 救急箱
<input type="checkbox"/> 無洗米	<input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> レトルトご飯	<input type="checkbox"/> アルミホイル	<input type="checkbox"/> 常備薬・サプリメント
<input type="checkbox"/> 乾麺、即席麺	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/> 除菌ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 缶詰・缶切り	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> アルコールスプレー
<input type="checkbox"/> 果物缶詰	<input type="checkbox"/> 布製ガムテープ	<input type="checkbox"/> 歯磨き用ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> レトルト食品	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 簡易・携帯用トイレ
<input type="checkbox"/> 野菜ジュース	<input type="checkbox"/> ビニール手袋	
<input type="checkbox"/> お好みの飲み物	<input type="checkbox"/> 紙コップ・紙皿・はし	
<input type="checkbox"/> チーズ・プロテインバー など	<input type="checkbox"/> カセットコンロ・予備ボンベ	
<input type="checkbox"/> お菓子	<input type="checkbox"/> 鍋	
<input type="checkbox"/> 栄養補助食品	<input type="checkbox"/> 工具類	
<input type="checkbox"/> 健康飲料粉末	<input type="checkbox"/> 水のいらないシャンプー	

6 個別に必要となる者

【女性】	【乳幼児】	【高齢者】
<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> 粉ミルクスティックタイプ	<input type="checkbox"/> おかゆ
<input type="checkbox"/> 基礎化粧品	<input type="checkbox"/> 液体ミルク	<input type="checkbox"/> 入れ歯洗浄剤
	<input type="checkbox"/> アレルギー対応 離乳食	<input type="checkbox"/> 補聴器用電池
	<input type="checkbox"/> お尻拭き	
	<input type="checkbox"/> オムツ	
	<input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶	